

# 教育実習の出願及び手続等について

香川県立高松商業高等学校

## 1. 教育実習生の資格・条件

- (1) 原則として本校の卒業生である者
  - (2) 教員としての資質を有し、将来教員になる意志の強固な者
  - (3) 前年度6月末日までに実習を申し出た者
  - (4) 実習希望教科の内諾を得た者
  - (5) 本校の指定する期間に実習可能な者
  - (6) 麻しんワクチンの予防接種を受け、麻しんに対する免疫が認められる者
- 以上、(1)～(6)の資格・条件をすべて満たす者

## 2. 出願手続

- (1) 申込期間は、原則として実習を希望する前年の4月1日～6月30日までとする。
- (2) 本校実習担当に電話連絡をする。  
指示のある期日までに、「作文」(A4 1枚程度)と、本校所定の「教育実習申請書」を提出(郵送またはメール)する。作文は、Microsoft Word等で作成すること。書式は特に定めない。(作文の内容については電話連絡時に伝える)
- (3) 本人が来校し、当該教科主任等の面接を受ける。
- (4) 所属大学から渡される「内諾書」と「切手を貼付した返信用封筒」を提出する。

## 3. 実習期間・受け入れ人数

- (1) 実施期間は6月の第1週目の月曜日から2週間を原則とする。  
ただし、受け入れ人数や、実習実施の学年によっては、9月2週目から実施する場合がある。  
(実習期間が3週間、15日以上必要な場合は大学との協議とする)  
正式な実習期間は、実施年度当初に「教育実習許可書」をもって決定・通知する。
- (2) 上記以外の希望がある場合は、関係職員で審議し、校長が決定する。
- (3) 受け入れ人数は、教科の可能な範囲とする。

## 4. 教育実習生の決定及び手続

- (1) 「教育実習申請書」の提出された者に対して、関係教科・職員で審議し、校長が決定する。
- (2) 申し込みをした者については、8月初旬までに受け入れの可否等を連絡する。
- (3) 実施年度当初に、所属大学からの「教育実習許可願」(依頼書)を校長に提出する。
- (4) 実習生は、実習開始前の指示する日時に来校し、実習期間中の必要事項について指導・助言を受けること。

## 5. その他

その他、必要な事項は校長が別に定める。